令和８年（フ）第１９１３号
さいたま市見沼区春野１丁目２番４―1003号
債務者　伊藤　颯馬
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６７号
埼玉県越谷市神明町２丁目357番地１　県営越谷神明団地１―203
債務者　北島　美咲
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４７０号
埼玉県越谷市東越谷８丁目11番地６　グランジュール305
債務者　櫻井　俊之
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７４６号
埼玉県八潮市緑町一丁目８番地15　クイーンハイツ101
債務者　矢野　勇作
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
千葉県大網白里市経田61番地１　ルミナス赤萩203
債務者　金城　愛里
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第８３２号
川崎市高津区上作延１丁目７番２―303号　上作第２住宅
債務者　岡　　誠
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４２号
相模原市南区南台２丁目７番６号　ダイボープラザ相模原４号棟303号室
債務者　鹿野菜々子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４０４号
岐阜県関市下有知3441番地２
債務者　山田　　孟
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４８号
京都府宮津市字須津950番地の98
債務者　上田　徳男
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第５３号
和歌山県田辺市高雄一丁目11番５―301号
債務者　平山司こと　崔　　峰司
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第３８７号
北九州市小倉北区室町３丁目２番65―1404号
破産者　高橋　加那
1　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
2　一般調査期日　令和８年12月22日午後１時45分
令和８年11月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４４号
埼玉県行田市城西３丁目４番10号
破産者　花井　雅明
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月19日午前11時
令和８年11月４日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３０３９号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目７番29号　フジパレス北加賀屋　Ⅵ番館　101
破産者　田中　知也
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時50分
令和８年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９３号
三重県鈴鹿市若松東二丁目22番12号
破産者　杉原　宏香
1　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
2　一般調査期日　令和９年１月13日午前10時５分
令和８年11月４日　　津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第３４号
広島県三次市十日市東四丁目11番24号
破産者　松上　四郎
1　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
2　一般調査期日　令和９年１月29日午前11時15分
令和８年11月４日　広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４１２号
北九州市八幡西区里中２丁目15番14号、開始決定時の住所北九州市八幡西区鷹見台１丁目15番18号
破産者　甲斐　敏一
1　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
2　一般調査期日　令和９年１月19日午前11時
令和８年11月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２３６６号
大阪市淀川区木川東３丁目１番26号
破産者　株式会社アヴァンシア
1　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
2　一般調査期日　令和９年２月１日午後２時20分
令和８年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３６７号
大阪府吹田市江の木町２番５―710号
破産者　めぐリズムこと　川又　　恵
1　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
2　一般調査期日　令和９年２月１日午後２時20分
令和８年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１２号
岡山県倉敷市下津井４丁目４番24号、開始決定時の住所岡山県倉敷市菰池１丁目11番８―７号
破産者　山下　記代（旧姓安東）
1　破産債権の届出期間　令和９年１月６日まで
2　一般調査期日　令和９年１月27日午前11時
令和８年11月２日
岡山地方裁判所第３民事部